

**厚生労働科学研究費補助金の
成果に関する評価
(案)**

(平成 18 年度報告書)

厚生科学審議会
科学技術部会

平成 19 年 ○月○日

目

厚生労働科学研究費補助金の成果に関する評価（平成18年度報告書）

1. はじめに	4
2. 評価目的	5
3. 評価方法	9
1) 評価の対象と実施方法	9
2) 各研究事業の記述的評価	9
3) 終了課題の成果の評価	10
4) 評価作業の手順	11
4. 評価結果	12
1) 各研究課題の記述的評価	
< I. 行政政策研究分野 >	13
(1) 行政政策研究	13
(2) 厚生労働科学特別研究	15
< II. 厚生科学基盤研究分野 >	16
(3) 先端的基盤開発研究	16
(4) 臨床応用基盤研究	20
< III. 疾病・障害対策研究分野 >	24
(5) 長寿科学総合研究	24
(6) 子ども家庭総合研究	25
(7) 第3次対がん総合戦略研究	25
(8) 循環器疾患等生活習慣病対策総合研究	27
(9) 障害関連研究	28
(10) エイズ・肝炎・新興再興感染症研究	29

(11) 免疫アレルギー疾患予防・治療研究	30
(12) こころの健康科学研究	31
(13) 難治性疾患克服研究	32
<IV. 健康安全確保総合研究分野>	33
(14) 医療安全・医療技術評価総合研究	33
(15) 労働安全衛生総合研究	34
(16) 食品医薬品等リスク分析研究	34
(17) 地域健康危機管理研究	36
2) 終了課題の成果の評価	38
原著論文による発表状況	38
5. おわりに	41

1. はじめに

厚生労働科学研究費補助金は、「厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること」を目的として、社会的要請の強い諸課題を解決するための新たな科学的基盤を得るため、競争的な研究環境の形成を行いつつ、行政的に重要で先駆的な研究を支援してきた。厚生労働科学研究の役割については、厚生科学審議会科学技術部会に設置された今後の中長期的な厚生労働科学研究の在り方に関する専門委員会の中間報告書（平成17年3月）でも、「目的志向型研究（Mission-Oriented Research）という役割をより一層明確化し、国民の健康を守る政策に関連する研究支援に重点化していくことが必要」とされている。

一方、科学技術基本法（平成7年法律第130号）に基づき策定された第2期科学技術基本計画（平成13年3月閣議決定）に、優れた成果を生み出す研究開発システムの必要性が指摘されたことから「国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成13年11月内閣総理大臣決定。以下「旧大綱的指針」という。）が策定され、公正・透明な評価の着実な実施とその質の向上等が図られてきた。平成16年度には、旧大綱的指針のフォローアップに基づき、我が国における研究開発評価システムの更なる発展を図るため旧大綱的指針が見直され、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月内閣総理大臣決定）が策定された（6ページ〈参考1〉参照）。

平成18年3月に閣議決定された第3期科学技術基本計画でも、「大綱的指針及び大綱的指針に沿って各府省等が評価方法等を定めた具体的な指針等に則って」研究開発評価を実施することが求められている（6ページ〈参考2〉参照）。

このため、厚生労働省では「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針（平成 14 年 8 月大臣官房厚生科学課長決定）」を策定し、旧大綱的指針の改定に応じて上記指針を改定（平成 17 年 8 月大臣官房厚生科学課長決定）するなど、研究開発評価の一層効果的な実施に努めてきた（7 ページ〈参考 3〉参照）。

特に、厚生科学審議会科学技術部会では、総合科学技術会議における競争的研究資金制度の評価の考え方に従い、平成 15 年度より厚生労働科学研究費補助金の制度及び成果を概観し、課題採択や資金配分の結果の適切性及び研究成果について評価を行い、平成 15 年度の報告書は、平成 15 年 7 月の総合科学技術会議における競争的研究資金の有効性に関する評価の基礎資料となった。（8 ページ〈参考 4〉参照）。

以上の背景を踏まえ、厚生労働省厚生科学審議会科学技術部会では、平成 18 年度の厚生労働科学研究費補助金の成果の評価を「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針（平成 17 年 8 月大臣官房厚生科学課長決定）」に基づき行うこととした（7 ページ〈参考 3〉参照）。

2. 評価目的

厚生科学審議会科学技術部会は、厚生労働科学研究費補助金について、行政施策との連携を保ちながら、研究開発活動と一体化して適切な評価を実施し、その結果を有効に活用して、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発を推進しつつ、その効率化を図ることにより、一層優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することを目的として評価を実施する。

評価結果については、研究費等の研究開発資源の配分への適切な反映等を行うことにより、研究開発の一層効果的な実施を図るものである。

特に、総合科学技術会議からは「政策支援的要素の強い研究課題では、学術的な側面に加え、行政への貢献を明確にし、研究者が納得する評価指標を導入

することが重要である」との指摘を受けていることから、今回の評価においても「行政への貢献」に重点を置いて評価する（8ページ〈参考4〉参照）。

<参考1>

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」

（平成17年3月29日、内閣総理大臣決定）

第1章 基本的考え方

4. 評価システム改革の方向

第2期科学技術基本計画では、「評価システムの改革」が優れた成果を生み出す研究開発システムを構築するための大きな柱の一つであることが指摘されており・（以下略）

①創造への挑戦を励まし成果を問う評価

評価を行うことが却って研究者の挑戦を妨げたり萎縮させる原因になっている面がかなり見受けられることから、今後は成果を問うことだけでなく挑戦を励ます面も重視する。

②世界水準の信頼できる評価

信頼性の高い評価を行うために必要な手法、人材が不足していることから、評価の高度化を目指し、評価技術や評価者の充実などのための具体的な体制整備を行う。

③活用され変革を促す評価

評価が研究開発の継続・見直しや資源配分、よりよい政策・施策の形成等に活用されるように徹底していく。

<参考2>

「科学技術基本計画」

（平成18年3月28日閣議決定）

第3章

2. 科学と発展の絶えざるイノベーションの創出

(5) 研究開発の効果的・効率的推進

③評価システムの改革

研究開発評価は、国民に対する説明責任を果たし、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の創出、研究開発の重点的・効率的な推進及び質の向上、研究者の意欲の向上、より良い政策・施策の形成をはかる上で極めて重要であり、大綱的指針及び大綱的指針に沿って各府省庁が評価方法を定めた具体的な指針等に則って実施する。

<参考3>

「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」

(平成17年8月25日、厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)

第2編 研究開発施策の評価の実施方法

第1章 評価体制

各研究事業等の所管課は、当該研究事業等の評価を行う。研究開発評価は、その実施主体や評価対象、評価時期等において極めて多様である。特に、国費を用いて実施される研究開発は、さまざまな機関間の階層構造や機関内の階層構造の下で重層的に実施されていること、さらに研究開発は、事前・中間・事後・追跡評価と時系列的にも相互に関連しながら連続して実施されていくことから、それらを全体として効果的・効率的に運営していく必要がある。

第2章 評価の観点

政策評価の観点も踏まえ、研究事業等の特性に応じて、必要性、効率性及び有効性の観点等から評価を行う。

「必要性」については、行政的意義（厚生労働省として実施する意義及び緊急性等）、専門的・学術的意義（重要性及び発展性等）及び目的の妥当性等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性及び発展性等）、社会的・経済的意義（産業・経済活動の活性化・高度化、国際競争力の向上、知的財産権の取得・活用、社会的価値（国民の健康・安全等）の創出、国益確保への貢献及び政策・施策の企画立案・実施への貢献等）及び国費を用いた研究開発としての妥当性（国や社会のニーズへの適合性、機関の設置目的や中期目標等への適合性、国の関与の必要性・緊急性及び他国の先進研究開発との比較における妥当性等）等がある。

「効率性」については、計画・実施体制の妥当性等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、計画・実施体制の妥当性、目標・達成管理の妥当性、費用構造や費用対効果の妥当性及び研究開発の手段やアプローチの妥当性等がある。

「有効性」については、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献及び人材の養成等の観点から評価することになる。評価項目としては、例えば、目標の実現可能性や達成のための手段の存在、研究者や研究代表者の能力、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、（見込まれる）直接の成果の内容、（見込まれる）効果や波及効果の内容、研究開発の質の向上への貢献、実用化・事業化の見通し、行政施策実施への貢献、人材の養成及び知的基盤の整備への貢献等がある。

第3章 評価結果

評価結果は、当該研究開発施策の見直しに反映させるとともに、各所管課において、研究事業等の見直し等への活用を図る。また、評価結果は、ホームページ等で公開するものとする。

<参考4>

「競争的研究資金制度の評価」（平成15年7月23日、総合科学技術会議）

C. 厚生労働科学研究費補助金－厚生労働省－

3. 成果等の評価について

今回の厚生労働省における制度評価は、統一様式で事業担当課が外部評価委員の意見を聞き一次資料を作成し、これを厚生科学審議会科学技術部会で審議して評価結論を得たものであり、資金配分の適切性や研究成果等について概ね適切に評価されている。

なお、本制度は広範な研究開発を対象としていることから、課題の特性に応じて多様な評価指標が必要と考えられる。特に、政策支援的要素の強い研究課題では、学術的な側面に加え、行政への貢献を明確にし、研究者が納得する評価指標を導入することが重要である。また、政策支援的要素の強い研究課題の成果は、目標が明確に設定されれば比較的容易に評価できると思われるが、制度としての成果が明らかになるまでには長期間を要するので、このための調査分析機能を整備してゆくことが重要と考えられる。

（以下略）

3. 評価方法

1) 評価の対象と実施方法

評価対象は、(1) 厚生労働科学研究の各研究事業(4研究分野の17研究事業)及び(2)平成18年度終了課題の成果である。

なお、平成18年度終了課題の評価は、厚生労働科学研究成果データベース報告システムの「行政効果報告(助成研究成果追跡資料)^{注1}」(図1)に登録された平成19年6月14日時点のデータを基礎資料として使用した。

^{注1}:「行政効果報告(助成研究成果追跡資料)」は、平成17年度の研究成果の報告より新たに導入したものである。厚生労働科学研究事業の成果について継続的な評価を行うため、研究者に対して、研究終了年度から3年間は随時WEB上でデータを更新することをお願いしている。

2) 各研究事業の記述的評価

今回作成した4研究分野17研究事業の記述的評価は、これまでの事業の成果に基づいて各研究事業所管課(室)が作成したものに評価委員会委員等外部有識者の意見を加味して作成した。

その過程で各研究事業所管課(室)に「厚生労働科学研究費補助金研究事業の概要」(資料1-2)を以下の項目に従って作成することを依頼し、記述的評価作成のための参考資料とした。

- ①研究事業の目的
- ②課題採択・資金配分の全般的状況
- ③研究成果及びその他の効果
- ④行政施策との関連性・事業の目的に対する達成度
- ⑤課題と今後の方向性
- ⑥研究事業の総合評価

3) 終了課題の成果の評価

平成 17 年度より、主任研究者が、研究終了課題の成果を随時 WEB 上で登録できるシステムを構築したことから、平成 17 年度終了研究課題より、当該研究課題の主任研究者に対して終了課題の成果の WEB 入力を依頼し、その結果を基礎資料とした。調査項目は、成果と発表状況に関して行った。詳細は表 1 のとおりである。

表 1

1.成果	
1-1	専門的・学術的観点からの成果
	(1) 研究目的の成果
	(2) 研究成果の学術的・国際的・社会的意義
1-2	臨床的観点からの成果
1-3	ガイドライン等の開発
1-4	その他の行政的観点からの成果
1-5	その他のインパクト等
2.発表状況	
2-1	原著論文
	(1) 和文
	(2) 英文等
2-2	その他の論文
	(1) 和文
	(2) 英文等
2-3	学会発表
	(1) 国内学会
	(2) 国際学会等
2-4	その他の成果
	(1) 特許の出願及び取得状況
	(2) 施策への反映件数
	(3) 普及・啓発活動
3.【主な原著論文20編】	
	(1) 同僚評価により査読された原著論文と短報
	(2) 厚生労働科学研究費の補助を受けたことが明記されたもの

行政効果報告 WEB 登録のイメージ

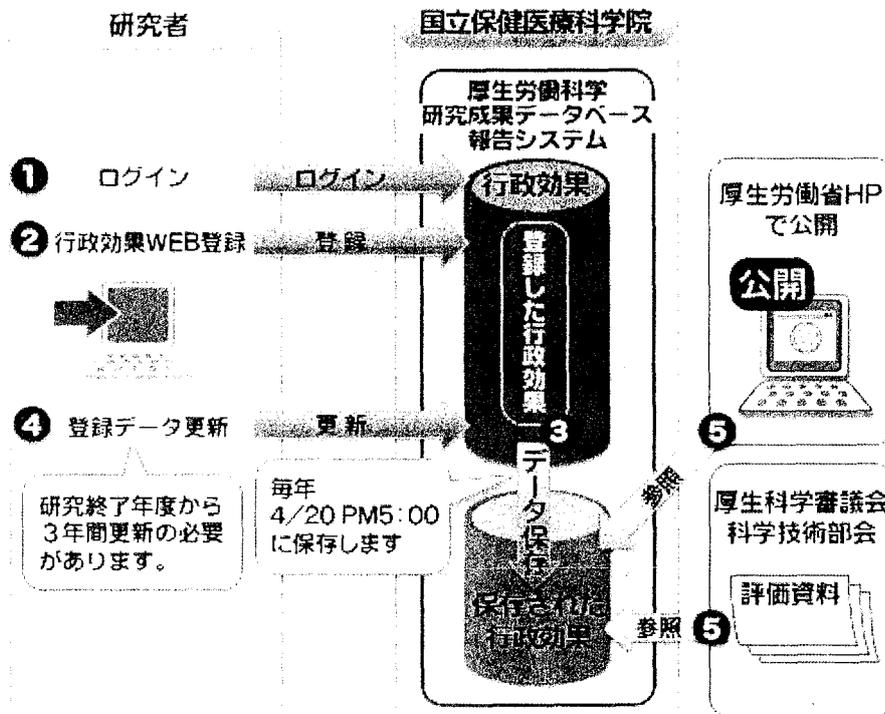


図1

4) 評価作業の手順

各研究事業の所管課（室）より提出された評価委員等外部有識者の意見が加味された資料による評価と各研究事業の主任研究者が WEB 登録した研究終了課題の成果の評価を行った。

なお、今回の評価を行うに当たり、研究事業所管課が研究事業の評価を行う際の指針（7 ページ＜参考3＞参照）で示されている観点等を参考にした。

4. 評価結果

表2 評価対象である4研究分野17研究事業

	研究事業	研究領域	
I. 行政政策	1. 行政政策	政策科学総合	
		社会保障国際協力推進 国際健康危機管理ネットワーク強化	
	2. 厚生労働科学特別研究		
II. 厚生科学基盤	3. 先端的基盤開発	ヒトゲノム・再生医療等 萌芽的先端医療技術推進 身体機能解析・補助・代替機器開発	
		創薬基盤総合	
	4. 臨床応用基盤	基礎研究成果の臨床応用推進 医療技術実用化総合	
III. 疾病・障害対策	5. 長寿科学総合		
	6. 子ども家庭総合		
	7. 第3次対がん総合戦略	第3次対がん総合戦略 がん臨床	
	8. 循環器疾患等生活習慣病対策総合		
	9. 障害関連	障害保健福祉総合 感覚器障害	
		新興・再興感染症 エイズ対策 肝炎等克服緊急対策	
	11. 免疫アレルギー疾患予防・治療		
	12. こころの健康科学		
	13. 難治性疾患克服		
	IV. 健康安全確保総合	14. 医療安全・医療技術評価総合	
		15. 労働安全衛生総合	
16. 食品医薬品等リスク分析		食品の安心・安全確保推進 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合	
		化学物質リスク	
17. 地域健康危機管理			

1) 各研究課題の記述的評価

評価対象である4研究分野17研究事業について、各研究事業（研究領域）の概要は次のとおりである。

<1. 行政政策研究分野>

行政政策研究分野は、厚生労働行政施策に直結する研究事業である「行政政策研究事業」と、社会的要請が強く緊急性のある課題に関する研究を支援する「厚生労働科学特別研究事業」から構成されている。

表3「行政政策研究分野」の概要

研究事業	研究領域
1. 行政政策	(1-1) 政策科学推進総合
	(1-2) 社会保障国際協力推進
	(1-3) 国際健康危機管理ネットワーク強化
2. 厚生労働科学特別研究	

(1) 行政政策研究事業

行政政策研究事業は、厚生労働行政施策に直結する研究事業である。行政政策研究事業は、さらに厚生労働行政施策の企画立案に関する「政策科学推進総合研究領域」、国際協力の在り方等の検討のための「社会保障国際協力推進院研究領域」及び「国際健康危機管理ネットワーク強化研究領域」に分類できる。

それぞれの研究領域の内容は次のとおりである。

(1-1) 政策科学推進総合研究事業

政策科学推進総合研究事業は、社会保障及び人口問題に係る政策、社会保障全般に関する研究等に取り組むことにより、厚生労働行政の企画及び効率的な推進に資することを目的とする研究事業である。なお、平成18年度から、従来の統計情報高度利用総合研究事業が本事業に組み込まれた。研究成果は年金や介護、医療等の制度改革に反映されているほか、男性の育児休暇取得の阻害要

因や保育士養成における課題を明らかにする等、行政ニーズを反映した施策づくりにおける基盤となっており、事業の目的を概ね達成しているといえる。

統計調査自体の充実や分析手法の開発、国際比較可能性の向上等、統計情報活用の推進に関する研究も行われており、幅広い視点、目的の研究も実施することで、中長期的観点に立った施策の検討を行う上で必要な基礎資料を蓄積する役割も担っている。このことから、本研究事業は社会的に重要な役割を果たしていると評価でき、今後とも事業の充実が必要と考えられる。

(1-2) 社会保障国際協力推進研究事業

(a) (社会保障国際協力推進研究分野)

本分野は、我が国が進めている社会保障分野における国際協力事業と密接に関わる分野において成果をあげている。WHO や UNICEF 等の国際援助機関を通じた多国間協力事業についてモニタリング・評価を行い、我が国独自の評価システムの構築について提言をまとめたほか、東アジア諸国とのネットワーク作り等によって研究者の交流が深まっており、社会保障分野における今後の我が国の国際協力の推進に貢献している。今後も引き続き、より体系的・戦略的な国際協力に資する研究を推進する必要がある。

(b) (国際医学協力研究事業)

我が国と米国が共同して、アジア地域にまん延している疾病に関する研究を行うことを目的とした「日米医学協力計画」の下で、アジアにおける感染症、栄養・代謝、環境ゲノミクス分野といった幅広い諸課題の改善・克服に向けて取り組んでいる。必要に応じてアジア地域の研究者の協力を得て、アジア地域において問題となっている感染症の予防及び治療に向けた分子レベルの探索等の基礎研究及び疫学調査、アジアにおける生活習慣病に関する疫学調査等が実施され、これらの研究成果は、今後の予防・治療方法の開発につながるものであ

り、わが国のみならずアジア地域の人々の健康維持・増進に寄与することが期待される。国際協力・貢献の観点からも意義あるものである。

(1-3) 国際危機管理ネットワーク強化研究事業

鳥インフルエンザや NBC 災害、国際テロ等の国際的健康危機発生に備えた我が国の政策立案に寄与する研究を実施し、我が国の保健医療システムの強化を図ることを目指した研究を実施した。国際健康危機発生時に途上国から情報収集を進めるための ICD-10 の現地語化や NGO とのネットワークづくり、国際 NBC 防御ネットワークの構築、過去の事例を通じた健康危機管理人材に必要なスキルの分析等に関する研究を実施した。これらを通じて、万一健康危機が発生した場合に効果的・効率的に対策を推進するために必要な基礎資料の収集と分析が図られた。19 年度からは健康危機管理対策総合研究事業に再編されるが、引き続き着実な推進が望まれる。

(2) 厚生労働科学特別研究事業

国民の健康生活を脅かす突発的な問題や社会的要請の強い諸課題について、緊急に行政による効果的な施策が必要な場合、先駆的な研究を支援し、当該課題を解決するための新たな科学的基盤を得ることを目的とする。本研究事業は、緊急性に鑑み、課題の採択に当たり公募は行っていないが、事前評価委員会における評価を踏まえ、課題配分額の設定基準をもとに配分することとしており、今後とも、緊急性が高く、行政的に重要な研究課題を適宜実施する体制としていくことが求められる。